

## 児童扶養手当について

児童扶養手当は、日本国内に住所があつて、次のいずれかに該当する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している父または母、父母に代わってその児童を養育している方に支給される手当です。

請求者（児童を監護している父または母、養育者）および同居している扶養義務者など（請求者の親や兄弟など）の所得制限により、手当が支給停止となる場合があります。

### 【支給対象となる児童の要件】

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害の状態にある児童
- 父または母の生死が明らかでない児童
- 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 母が婚姻によらないで出産した児童
- 父母ともに不明である児童 など

### 【手当の額（平成29年4月から）】

児童の数	全額支給の場合（月額）	一部支給の場合（月額）
児童1人のとき	42,290円	42,280円から 9,980円の範囲
児童2人のとき	52,280円	52,260円から14,980円の範囲
児童3人以上のとき	3人目から児童1人増すごとに5,990円を加算	3人目から児童1人増すごとに5,980円から3,000円を加算

### 【手当の支給日】

手当は認定を受けると、請求した日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、12月（原則として各月とも11日）の3回、支給月の前月までの分が指定した金融機関の口座に振り込まれます。

### 【一部支給停止措置について】

児童扶養手当受給開始から5年または、離婚などから7年のいずれか早い方の期間が経過した場合、手当が一部支給停止になります。（手当の2分の1）ただし、就業・求職活動中などの場合は、所定の届出を行えば、一部支給停止にはなりません。

上記の届出については、対象者に事前にお知らせがありますので、定められた期間内に届出を行ってください。届出が遅れると、5年などが満了する月の翌月分から一部支給停止になりますのでご注意ください。

※具体的な手続方法などについては、担当までお問合せください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

## ごみの出し方について

現在、佐井村では、家庭から排出される発泡スチロールについて、「もえるごみ」の袋に入れて出すよう指導していますが、中には、複数個まとめて紐で縛って出している方もいるようです。

平成29年12月からは紐で縛った状態では回収しませんのでご注意ください。複数個ある場合についても必ず「もえるごみ」の袋に入れて排出してください。

また、袋に入りきらない大きさのものは、お手数ですが砕いて入れてください。

なお、ごみの日まで待てない方、大量に出す予定がある方は、村から発行される「ごみ搬入確認証」を持参し、むつ市のアクセス・グリーンへ持ち込むこととなります（有料）。正しいごみの分別やごみ出しルールについては平成29年6月に発行した「佐井村家庭ごみ・資源ごみの分け方・出し方」をご覧ください。



【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内